

間伐や造林などに関する支援制度(令和7年度)

令和7年8月現在

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。

森林の手入れを中心にお考えの方

- 保育間伐など
 - ・造林事業(森林環境保全直接支援事業)
県が定めた標準単価の68%など
 - ・みどりの環境整備支援事業
定額59,000円/ha(公益林保全整備)
定額20,000~30,000円/ha(多様な森づくり整備)
 - 搬出間伐など
 - ・みどりの環境整備支援事業
定額80,000円/ha(多様な森づくり整備)

県独自の加算事業

- 再造林など
 - ・森林資源循環利用促進事業
県が定めた標準単価の18~23%など
(造林事業などと組み合わせて最大で95%)
 - 保育間伐など
 - ・みどりの環境整備支援事業
18,000~30,000円/ha(森林吸収源整備)
※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が増進します。



施業を集約化し間伐などを推進



○耕作放棄地への新規植林についても、補助の対象となります。

間伐材の搬出を中心にお考えの方

- 搬出間伐
 - ・造林事業(森林環境保全直接支援事業)
県が定めた標準単価の68%など
 - ・木材安定供給推進事業
県が定めた定額単価以内(搬出材積による)
 - ・みどりの環境整備支援事業
81,000~122,000円/ha(森林整備)
※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

再造林をお考えの方

- 再造林など(鳥獣害防止施設含む)
 - ・造林事業(特定機能回復事業)
県が定めた標準単価の72%など
 - ・造林事業(森林環境保全直接支援事業)
県が定めた標準単価の68%など



上記は、国および県の補助事業とその主な内容です。市町村によっては、独自の上乗せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件などがございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(森林整備担当) ☎ 088-821-4602
安芸林業事務所 ☎ 0887-34-1181 中央東林業事務所 ☎ 0887-53-0657
嶺北林業振興事務所 ☎ 0887-82-0162 中央西林業事務所 ☎ 088-893-3612
須崎林業事務所 ☎ 0889-42-2371 幅多林業事務所 ☎ 0880-35-5977

もしくは、森林の所在する市町村、または森林組合までお問い合わせください。

4,400円
が無料!

後期高齢者の歯科健診を受けましょう

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態などをチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防などにつなげるため、歯科健診を実施します。お口の健康状態を知る良い機会となりますので、歯科健診を受診しましょう。健診結果は当日説明します。また、今後の保健指導などに活用しますのでご了承ください。

● 対象者

高知県後期高齢者医療保険に加入している方

※ただし、6か月以上継続して入院されている方や介護施設などに入所中の方は対象外です。

● 自己負担

無料(年1回のみ)

※治療が必要と診断された場合の治療費は、自己負担となります。



● 受診期間

令和8年2月28日(土)まで

● 受診方法

◇次の条件の方には、事前に受診券を送付していますので、歯科医療機関に健診の予約をしてください。

- 昭和22年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方
- 過去5年間(令和2年度～令和6年度)に後期高齢者歯科健康診査を受診した方

◇お手元に受診券が「届いていない方」は、町民課、後期高齢者医療担当まで、連絡をお願いします。

受診券がお手元に届いた後に、歯科医療機関に健診の予約をしてください。

● 健診が受けられる歯科医療機関

町内の歯科医院は全て健診可能です。

町外の歯科医院については、受診券に同封している実施機関一覧表でご確認ください。事前に実施機関かどうか知りたい場合は、下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】 町民課 ☎ 22-3117